

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
クラウド部会主催
JAIPA Cloud Conference 2025

クラウドサービス提供事業者向け AI新法の実務への影響解説

2025年11月6日



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士
松尾 剛 行



自己紹介

桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士(60期・一弁)。NY州弁護士、法学博士、学習院大学特別客員教授、慶應義塾大学特任准教授、AIリーガルテック協会代表理事
AI及びクラウドに関する様々な実務経験を有している。

AI又はクラウドに関する著作は

- ◆『クラウド情報管理の法律実務』(弘文堂、第2版、2023年)
- ◆『ChatGPTと法律実務』(弘文堂、補訂版、2025年)
- ◆『生成AIの法律実務』(弘文堂、2025年)

他多数。



2025年6月AI新法成立！

2025年6月4日に、AIの研究開発・利活用を適正に推進するAI新法（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律）が公布された。AI新法は、非常に注目されており、講師も多数のAI新法に関する案件を手がけている。以下では、クラウドサービス提供事業者を念頭に、AI新法の施行で実務がどう変わるかを説明する。



既存の法制度で不足する部分に対応するAI新法

AI新法は、イノベーションを促進しつつ、リスクに対応するための、既存の法令やガイドラインでは足りない部分に対応する法律である。

AI新法以前において、確かに日本においてAIをターゲットとした包括的な法令は存在しなかった。とはいえ、AIに関する法制度はもちろん存在していた。



既存の法制度で不足する部分に対応するAI新法

例えば、著作権法は、例えば同法30条の4においてどの範囲で著作物をAIの学習のために利用することが許容されるかを定めている。また、個人情報保護法は、AIに対する個人情報の投入を含む、個人情報の取扱いについてルールを定めている。

加えて、このようなハードローとも呼ばれる、法的義務を課すもの以外にも、「AI事業者ガイドライン」*等のガイドラインを含むソフトローによる対応も行われている。

その中で、**既存の法制度で不足する部分に限り、AI新法で対応することが意図**されている。

規制よりもイノベーション促進のための法制度

EUはAI法を制定し(既に段階的施行が開始されている)、極めて厳しい規制を行っている。そして、米国バイデン政権は、2023年10月に大統領令(後にトランプ大統領が廃止)を公布し、AIに対する法規制へと舵を切った。その中で、日本においても、法制度の整備に向けたアプローチがなされるようになった。2024年7月には、AI制度研究会が設立され、同月8月の初会合以降、様々な議論が行われた。また、この過程で、講師も有識者として中国のAI法制を踏まえた日本の立法の方向性について発表する機会をいただいた。



規制よりもイノベーション促進のための法制度

AI新法制定に向けた議論を進める中で、2024年後半以降は、トランプ政権によるAI規制の緩和や、EUにおける「規制よりも競争力強化」という方向への揺り戻し傾向等も見られた。その中で、日本において制定すべきは、AI規制のための法律ではなく、**イノベーション促進とリスク対応を両立し、世界で最もAIを開発・活用しやすい国を目指すための法制度作り**だ、という観点からAI新法を制定することになった。



規制よりもイノベーション促進のための法制度

要するに以下の国際的な流れが存在する。

- ①2023年夏までのハードローのEU vsソフトローの日米
- ②2023年10月からトランプ政権までの日本以外の全世界がハードローに傾倒する時代
- ③トランプ政権以降の、全世界が規制が厳しすぎることでイノベーションが阻害されることへ警戒する時代

まさに現在は③のタイミングであり、**AI新法はこの世界の潮流に沿った法令となっている。**

AI新法の内容

AI新法によれば、AI戦略本部という司令塔が設立され（同法19条）、AI基本計画という基本方針が策定される（同法18条1項）。その他、一連の基本的施策（同法11条～17条）、責務（同法4条～8条）、見直し規定（同法附則2条）等が定められている。

既にAI戦略本部は設置済みであり、現在、AI基本計画策定に向けて動いている。

AI法に対して企業が準備すべきこと(影響と対応策)

AI新法により、事業者に対する情報収集、調査、指導・助言等を法律の根拠に基づき行うことができるようになった(同法16条)。典型的には、重大なAIに関する事件・事故が生じた場合に、AI提供者側に、情報の提供を要請し、是正を指導する等の状況が想定される。

そして、同法16条は「情報提供」を定める。そうすると、**問題のある事業者、とりわけ、指導・助言に従わない事業者について社名入りで注意喚起をする等の「情報提供」も可能となるだろう。その意味で、単なる「法律に基づく行政指導」を超えた事実上の強制力を持つ。**

なお、2025年10月には、OpenAIに対し、内閣府の知的財産戦略推進事務局が著作権侵害をしないよう要請した*。

* https://www.cao.go.jp/minister/2411_m_kiuchi/kaiken/20251010kaiken.html

AI法に対して企業が準備すべきこと(影響と対応策)

加えて、現行のAI新法の規定はあくまでも最初の一步に過ぎないことにも留意が必要である。

つまり、現在はAI新法に基づき政府ができることに限界があることは間違いない。

しかし、後述のとおり、今後の改正も予定される(10条、附則2条)。その際には、命令(行政処分)や刑罰等も追加されるかもしれない。

AI法に対して企業が準備すべきこと(影響と対応策)

ここで、クラウド事業者の中には、「自社はクラウドサービスは提供しているが、AIサービスは提供していないからAI新法は関係ない」と思われる企業も少なくないだろう。

しかし、最近では、従来利用者側だった企業が提供者になる場面が増加している。例えば、**AIチャットボットを利用した問い合わせ機能等を従来の(AIサービスとは異なる)自社サービスに組み込み、顧客に対して直接AIを利用させるような案件も増加している。**そうであれば、これらの事業者はAIの提供者として、何らかの事件・事故等が生じた場合等に政府からの問い合わせ対応や説明等を行う必要が生じる。

AI法に対して企業が準備すべきこと(影響と対応策)

また、韓国でデータセンタ火災によって大量の政府データが消滅して大変な問題が生じる等、クラウド事業者だからこそ、AIサービスの円滑な提供に重大な影響を及ぼし得るという観点もある。

そうすると、例えばクラウド事業者における障害・情報漏洩等のトラブルがAIに悪影響を及ぼせば(従来の個人情報保護法の観点からの個人情報保護委員会からの報告徴収その他の話に加え)AI新法に基づく政府からの問い合わせ対応や説明等を行う必要が生じる。

AI法に対して企業が準備すべきこと(影響と対応策)

更に、AI新法16条は、「活用事業者」等に対する情報提供要請や指導助言等を定める。そして、「活用事業者」とは、AI技術を活用した製品又はサービスの開発又は提供をしようとする者その他のAI技術を事業活動において活用しようとする者全般を指す、広い概念である(同法7条)。そこで、**純粹に事業のために利活用しているだけの事業者についても、例えば利活用の方法に問題があり情報漏えい事故を生じさせてしまう等のシチュエーションにおいては、AIの提供者等と同様に政府からの問い合わせ対応や説明等を行う必要が生じる可能性がある。**

AI法に対して企業が準備すべきこと(影響と対応策)

そこで、クラウド事業者を含む、すべての企業が「**自社にとってAI新法は無関係ではない**」、という認識の下で、体制を構築していくべきである。

具体的な体制としては責任のあるAI提供のために、社内でAIガバナンスを担当する部署(例えば「AI倫理委員会」等)を立ち上げ、自社におけるAI提供や利用に関する原則やガイドライン等を定めた上で、新規のAI提供案件や利用案件や、提供・利用するAIの仕様等に実質的変更が生じた場合に当該部署において審査を行う等が考えられる。AI新法制定・施行を受け、近時、このような体制構築支援の依頼が顕著に増加している。

将来のAI法制の変化に注目

経済安全保障については、2022年の経済安全保障推進法制定の後、2024年には重要経済安保情報保護活用法が制定され、本年には能動的サイバー防御を導入するサイバー対処能力強化法が制定される等、いわば「小さく産んで大きく育てる」スタイルが利用されてきた。

即ち、最初の法令が制定された後で徐々に一連の法令を制定し、総合的な対策群を構築するという対応である。AI分野においても同様の対応が行われることが想定される。

将来のAI法制の変化に注目

今後のAI規制を占う上で注目される最近のいくつかの話題を紹介したい。

①AI依存が注目されている。

ChatGPTと対話するうちに未成年者が自殺意思を強め、自殺に至ったとしてOpenAIを訴えた事案がある。

また、OpenAIはChatGPTの新版GPT-5を導入した直後に、GPT4o等の古いバージョンを提供終了とした。すると、昔の4oを返せと声を上げる人がいた(#keep4o)。

AIのことを親友と同様かそれ以上に安心して秘密を打ち明けられる存在と考える人も多い。

これらは、まさにAI依存を示すもので、対応が必要である。



将来のAI法制の変化に注目

② **ディープフェイク**対応が注目されている。

韓国では性的ディープフェイクを特別な犯罪類型とする法律が既に制定されている。

日本においても、鳥取県が青少年保護条例に未成年の性的ディープフェイクを想定した条項を入れる等、地方自治体レベルの対策が始まっている。

日本政府も、既に青少年保護のための工程表*の中で、特に未成年に関するディープフェイクリスク等に関するリスク対応を実施することとしている。

将来のAI法制の変化に注目

③著作権

Sora2と呼ばれるOpenAIの発表した動画生成AIにおいて、少なくとも当初は日本の有名なアニメ等のキャラクターが自由自在に生成されたことは記憶に新しい。

米国は既に一部著作権に関する訴訟における判断が出ており、例えば「著作権者のビジネスと直接的に競合するビジネスをする目的であれば侵害となりやすい」「海賊版で学習させると侵害になりやすい」等、徐々にクリアになりつつある。日本においても新聞社が原告となるものを含む重要な訴訟が提起され、注目を集めている。

将来のAI法制の変化に注目

④特許その他

AIが関与した発明についてどこまで特許として認めるべきかに関する特許法改正について検討中である。

基本的には、これまでほぼ全ての人が「人間が行うものだ」と思い込んでいた、例えば発明等についてAIが自律的に行うようになった以上、これを「人間のみ」に限定する必要がないのではないか、という問題意識がある。

とはいえ、(AIそのものに権利を帰属させられない以上)どの人間にどのような要件の下で権利を認めるか等はお議論が必要である。

将来のAI法制の変化に注目

これらはあくまでも、様々な議論の一部に過ぎない。
だからこそ、情報交換、雑誌・セミナー・インターネット等における信頼のできる情報の収集、専門家へのヒアリング等を通じて、この分野の動向につき、引き続き注視すべきである。
そのような情報収集には、**日本インターネット・プロバイダ協会等の業界団体**や、信頼できるシンポジウム・セミナー等を利用することが考えられる。



ご清聴ありがとうございました。